

監査結果公表第21－3号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年6月17日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成18年度第2回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成18年度第3回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

平成18年度第4回工事監査（平成21年4月16日付け八建整第32号）

平成18年度第6回工事監査（平成21年4月8日付け八土み第10号）

平成19年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成19年度第4回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成19年度第5回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第6回工事監査（平成21年4月8日付け八土み第10号）

指摘事項		講じた措置または経過の報告		
年度/回	18-6	工事名	高美町四丁目公園整備工事	みどり課
(3) 施工について (ウ)産業廃棄物処理の処理伝票(マニフェスト)のE票のコピーが不鮮明であった。コピーの濃度設定を変えるなど判読できるようにコピーをしておきたい。		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
		今回につきましては、E票の原票そのものが不鮮明で、記入内容が明確に判読できない状態であります。今後は、産業廃棄物の処理伝票（マニフェスト）の作成時にE票も鮮明になるよう十分に指導していきます。		
		1. 措置済 産業廃棄物の処理伝票(マニフェスト)の作成時に、E票が判読できるコピーをするよう業者指導を行った。		